

## 相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

長野家庭裁判所

### 1 照会先

長野家庭裁判所（支部を含みます。）に照会できるのは、被相続人の最後の住所が長野家庭裁判所の管轄区域となる長野県内にあった場合だけです。本庁及び各支部の事務分配区域は以下のとおりです。被相続人の最後の住所に応じて(1)から(7)の各庁に申請してください。

なお、最後の住所は、被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。

- (1) 本 庁 長野市、須坂市、飯山市、中野市、上水内郡、上高井郡、下水内郡、下高井郡
- (2) 上田支部 上田市、千曲市、東御市、小県郡、埴科郡
- (3) 佐久支部 佐久市、小諸市、南佐久郡、北佐久郡
- (4) 松本支部 松本市、塩尻市、安曇野市、大町市、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡
- (5) 諏訪支部 諏訪市、茅野市、岡谷市、諏訪郡
- (6) 飯田支部 飯田市、下伊那郡
- (7) 伊那支部 伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡

### 2 照会ができる方は、次に該当する方に限られます。

- (1) 被相続人に対する法律上の利害関係人（債権者等）
- (2) 相続人

### 3 照会手数料

照会手数料は無料です（受理証明書交付申請については以下の※を参照）。照会にあたっては、照会書及び被相続人等目録をご提出ください。

なお、照会書及び被相続人等目録は、戸籍等をご確認の上、正確にご記入ください。調査は、被相続人等目録にご記入いただいた氏名の表示に基づいて行います。

### 4 照会時の添付書類

照会の際、原則として以下の添付書類が必要になります。ただし、事案によって、その他の書面のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

また、添付書類のうち、住民票の除票、住民票、戸籍謄本（全部事項証明書、除籍謄本を含む。）については、原本に代えてコピーによる提出が可能です。

- (1) 被相続人の住民票の除票（本籍が表示されているもの）

被相続人の死亡の事実と最後の住所を確認するための書類です。

なお、同書類がすでに廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所が当裁判所の管轄区

域であった旨の疎明資料をご提出ください。

(2) 照会者の資格を証明する書類（いずれも発行から3か月以内のものをご提出ください。）

ア 被相続人に対する利害関係人の場合

(ア)個人の場合・・・照会者（個人）の住民票（マイナンバーが記載されていないもの）

(イ)法人の場合・・・商業登記簿謄本（法人の登記事項証明書）又は資格証明書

イ 相続人の場合

照会者（個人）の住民票（本籍が表示されているもの、マイナンバーが記載されていないもの）

(3) 利害関係又は相続関係の存在を証明する書面（コピー）

ア 被相続人に対する利害関係人の場合

被相続人との利害関係を疎明する資料として、金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等の各写し、担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他債権の存在を証する書面などをご提出ください。

なお、被相続人の住所につき上記各書面上の住所と上記(1)の住民票上の住所とが異なっている場合は、「被相続人の戸籍の附票」等を別途ご提出いただき、住所が変更になっている事実を疎明していただく場合があります。

イ 相続人の場合

照会者と被相続人の戸籍謄本（照会者と被相続人との関係がわかる戸籍謄本）

照会者と被相続人との関係を確認するための書類です。戸籍謄本のうち照会者の戸籍については発行から3か月以内のものをご提出ください。

なお、ご提出いただいた戸籍謄本だけでは照会者と被相続人との関係が分からない場合には、その関係が分かる戸籍謄本及び除籍謄本を別途ご提出いただくことになります。

(4) 相続関係図

被相続人と相続人との関係図を手書きのもので結構ですので作成してください。

(5) 委任状（弁護士に委任する場合）

本申請において代理人になれるのは弁護士だけです。

(6) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

## 5 調査対象期間

調査対象期間は、以下のとおりです。長野家庭裁判所の各庁で調査対象期間が異なりますのでご注意ください。

(1) 本庁

- ア 被相続人の死亡日が平成15年以降の場合、申請日現在までの申述の有無を調査します。
- イ 被相続人の死亡日が平成14年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

(2) 上田支部

- ア 被相続人の死亡日が平成21年以降の場合、申請日現在までの申述の有無を調査します。
- イ 被相続人の死亡日が平成20年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

(3) 佐久支部、伊那支部

- ア 被相続人の死亡日が平成19年以降の場合、申請日現在までの申述の有無を調査します。
- イ 被相続人の死亡日が平成18年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

(4) 松本支部、諏訪支部

- ア 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、申請日現在までの申述の有無を調査します。
- イ 被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

(5) 飯田支部

- ア 被相続人の死亡日が平成24年以降の場合、申請日現在までの申述の有無を調査します。
- イ 被相続人の死亡日が平成23年以前の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

6 照会に関する問い合わせ先

本 庁・・・家事訟廷記録係 電話026-403-2038

〒380-0846 長野市旭町1108

上田支部・・・家事係 電話0268-40-2203

〒386-0023 上田市中央西2-3-3

佐久支部・・・家事係 電話0267-67-1532

〒385-0022 佐久市岩村田1161

松本支部・・・家事係 電話0263-32-3044

〒390-0873 松本市丸の内10-35

諏訪支部・・・家事係 電話0266-52-9217

〒392-0004 諏訪市諏訪1-24-22

飯田支部・・・家事係 電話0265-22-0186

〒395-0015 飯田市江戸町1-21

伊那支部・・・家事係 電話0265-72-2757

〒396-0026 伊那市西町4841

※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請については、有無の照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合があります。同証明書の申請について不明な点は、上記にお問い合わせください。なお、同証明書の交付を受ける場合には、相続人1人につき1通150円（収入印紙）の手数料が必要になります（ただし、限定承認の場合は相続人の人数にかかわらず一律150円です。）。